

はぴいらいぶ

MAR.
2017

秋田

NO.165



マーガレット

★CONTENTS

- 平成29年度福利厚生事業計画 2
- 生活習慣病予防健診(人間ドック)の申し込みについて 3
- 平成29年度第1回教育文化活動事業について 3
- 退職を予定されている皆様へ 4
 - 退職後の公的年金制度への加入について
 - 年金請求手続きについて
 - 再就職による年金の支給停止について
 - 年金と雇用保険法による給付との調整について
 - 待機者登録通知書について
- 退職や人事異動をする方へのご案内 5
- 医療費適正化への取り組みについて 5
- 整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けられる方へ 5
- 介護休業手当金の給付期間などが変更になりました 6
- 生活相談をご利用ください! 6
- 互助会からのお知らせ 7
- 保健師からのお知らせ 8

～ご家庭でもご覧ください～

4月

- 生活習慣病予防健診募集
- 第1回教育文化活動募集(4～6月公演分)
- 配偶者ドック募集

5月

- 生活習慣病予防健診決定
- 第2回教育文化活動募集(7～9月公演分)

6月

- 特定健康診査受診券発送

7月

- はぴいらいふ秋田166号発行
- 「妖怪博覧会～秋田にモノノケ大集合!～」
～8月まで県立博物館
(施設利用補助券対象特別展)
- 「エロール・ル・カインの魔術展」
～8月まで県立美術館
(施設利用補助券対象特別展)
- ニューライフプラン講座
(県内3地区 募集人数:各40名)
- 子育て支援元気カパワーアップ講座
※7～11月にかけて各地区で行います。
(県内各地育児休業者対象)
- データヘルス計画関連講座(乳がん予防)
(県内8地区募集人数:各20名)
※7～9月にかけて各地区で行います。

8月

- 健康づくりチャレンジ講座
(県内3地区 募集人数:各40名)
- 元気カパワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)
- 第3回教育文化活動募集(10～12月公演分)

10月

- ストレスチェック講座
(県内3地区 募集人数:各60名)
- データヘルス計画関連講座(生活習慣病予防)
(県内3地区 募集人数:各60名)
- 定年退職者事務説明会
- インフルエンザ予防接種補助開始
(～2月28日まで)

11月

- はぴいらいふ秋田167号発行
- 「少女と人形展」
～1月まで 県立美術館
(施設利用補助券対象特別展)

12月

- 第4回教育文化活動募集(1～3月公演分)
- 「千葉禎介写真展」
～2月まで 県立近代美術館
(施設利用補助券対象特別展)

1月

- 勸奨等退職者事務説明会
- 健康づくりチャレンジ講座
(スケート教室 募集人数:60名)
- 元気カパワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)

3月

- はぴいらいふ秋田168号発行
- 退職者懇談のつどい

その他の事業

通年で行っている事業です。詳しくはホームページをご覧ください。

- ・ 共済組合施設宿泊利用補助
- ・ 互助会指定宿泊施設利用補助
- ・ 施設利用補助(スポーツ・文化)
- ・ リフレッシュ休暇旅行補助
- ・ 職場の健康づくり支援事業

生活習慣病予防健診(人間ドック)の申し込みについて

申し込み期間：平成29年4月1日から14日まで

毎年、多数の申し込みありがとうございます。

申込要項は公立学校共済組合秋田支部のホームページにも載せますのでご確認の上お申し込みください。申し込みコードの誤り、申請(入力)漏れなどがないようにご協力をお願いします。(通知は、3月下旬発送予定です)

お知らせ

- 東北中央病院に2泊3日のCコース(脳ドック付き)を設けました。
- 脳血管研究センターの脳ドックは2コースになりました。
- 病院によって、婦人科検診がオプションになります。
- 平成25年度から生活習慣病予防健診の補助額が改定になり**自己負担があります**。自己負担額については要項をご覧ください。
- 日付指定の病院(東北中央病院を除く)は、決定後でも医療機関において空いている日程があれば変更することが可能です。



募集人数

①宿泊ドック	1,675人
②一日ドック	2,150人
③脳ドック	200人
④婦人科検診	1,000人

対象年齢 (平成30年4月1日現在の満年齢です)

①宿泊ドック	} 31, 34, 37, 40, 43, 46, 48, 50, 52, 54歳以上
②一日ドック	
③脳ドック	
④婦人科検診 (全女性職員)	

平成29年度 第1回 教育文化活動事業について

第1回目では、シルク・ドゥ・ソレイユ「トーテム」仙台公演のほか、佐渡裕、井上陽水、林修講演会などなかなか手に入らないようなチケットを準備しております。

ふるってお申し込みください。(通知は、3月下旬発送予定で、申し込みは4月1日から!)

話題の「トーテム」が いよいよ4月仙台上陸!

ゴールデンウィークにあわせて5/4(木)~5/6(土)のチケットを準備しました。ご家族友人と観覧できるよう、2枚チケット~4枚チケットまで対応しています。割引価格になっているほか3,000円が補助されます。



Photos: OSA Images, Matt Beard Costumes: Kym Barrett
© 2010, 2014 Cirque du Soleil (c) 2015 Fuji Television

担当：調整・企画班 018-860-5225

退職を予定されている皆様へ

退職後の公的年金制度への加入について –60歳未満の方は特にご注意ください!–

20歳以上60歳未満の方は、国民年金などの公的年金制度に加入する義務があります。60歳未満で退職される方や退職時に60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、下の表を参考に手続きを行ってください。

組合員	退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
	無職・自営業		国民年金	住民票地の市町村役場
再就職	社会保険又は共済組合：非適用		国民年金	住民票地の市町村役場
	社会保険又は共済組合：適用		厚生年金	再就職先
	配偶者の被扶養		国民年金	配偶者の勤務先

被扶養配偶者	組合員の退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
	無職・自営業		国民年金	住民票地の市町村役場
再就職	社会保険又は共済組合：非適用		国民年金	住民票地の市町村役場
	社会保険又は共済組合：適用		厚生年金	再就職先

※退職後、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入されても年金の手続きは別途必要です。

年金請求手続きについて

年金の支給開始年齢は段階的に引き上げられており、平成28年度定年退職者(昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生)の方は62歳からの支給開始となります。年金の支給開始年齢に到達する約2カ月前に、最後に加入した年金機関(共済組合や日本年金機構など)から年金請求書が届きますので、請求手続きを行ってください。

なお、定年退職後再任用により在職中に支給開始年齢に達する方については、所属所を通して請求の手続きを行います。

再就職による年金の支給停止について

老齢給付の年金を受給している方(請求中の方も含まれます)が、再就職して公的年金に加入している場合に、年金の支給が停止されることがあります。

●65歳未満：総報酬月額相当額＋基本月額が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

総報酬月額相当額が47万円(※)以下で基本月額が28万円以下の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

総報酬月額相当額及び基本月額により計算方法が異なります。上記に該当しない場合はお問い合わせ下さい。

●65歳以上：総報酬月額相当額＋基本月額が47万円(※)を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

総報酬月額相当額と基本月額を合算した額が47万円(※)以上の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2$$

※平成29年度からは46万円に変わります。

総報酬月額相当額：標準報酬月額＋直近1年間の標準賞与額の総額×1/12

基本月額：老齢厚生年金の額(加給年金額、経過的加算額を除く)×1/12

年金と雇用保険法による給付との調整について

退職後に再就職して雇用保険に加入されたのち、離職して失業給付(基本手当)を受けると、65歳未満の方の場合、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の支給が停止されます。

失業給付の受給は、失業給付額と年金受給額とを比較した上で決めるようにしてください。

(失業給付が決定されると、その取り消しができませんので注意してください。)

なお、失業給付が決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要です。

待機者登録通知書について

退職手続き時に提出いただいた退職届書の登録が完了すると『待機者登録通知書』が郵送されます。年金に関する問い合わせの際に必要となりますので、届いた通知書は大切に保管しておいてください。

担当：給付班 018-860-5232

退職や人事異動をする方へのご案内

- 退職される方や人事異動等により当共済組合から転出される方は、現在お持ちの組合員証及び被扶養者証(高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を含む)が使用できなくなります。退職日・異動日までに、組合員証等を所属の事務担当者に返納してください。
- 退職後に再任用職員として引き続き組合員となる方は、組合員証番号が変わります。再任用先の所属で組合員証等を返納してください。新しい組合員証等を交付します。
- 退職後に「任意継続組合員」になることを申し込まれた方には、掛金の納入確認後、任意継続組合員証等を交付します。被扶養者については、引き続き任意継続組合員の被扶養者証を交付します。
- 退職後・異動後に医療機関等を受診する場合は、新しい組合員証等(保険証)を必ず窓口で提示して受診してください(新しい組合員証等が発行される前に受診する場合は、組合員証等が変わった旨を必ず窓口で申し出てください)。組合員証等の返納が遅れたり、新しい組合員証等を提示しない場合、医療費の返還が生じることがありますのでご注意ください。



タンキちゃん

医療費適正化への取り組みについて

～柔道整復師からの請求書について、内容点検を始めます～

平成29年4月から、医療費適正化の取り組みの一環として、柔道整復師の施術(整骨院や接骨院での施術)を受けた場合に柔道整復師から当共済組合秋田支部に提出される「柔道整復施術療養費支給申請書」(請求書)について、内容点検を開始します。

内容点検を委託している会社から、柔道整復師の施術を受けられた組合員や被扶養者の方々に受診回数や施術内容について文書で照会をさせていただく場合がありますので、照会文書が届きましたら、期限内の回答にご協力をよろしくお願いいたします。

整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けられる方へ

整骨院や接骨院での施術の受診は、施術の内容により健康保険証(組合員証・組合員被扶養者証)を「使用できる」場合と「使用できない場合」があります。正しい受診方法をご理解のうえ、適正な受診をお願いします。

健康保険証を使用できる場合

- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む)と診断又は判断され、施術を受けたとき

※骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

<負傷例>日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みが出たとき



健康保険証を使用できない場合

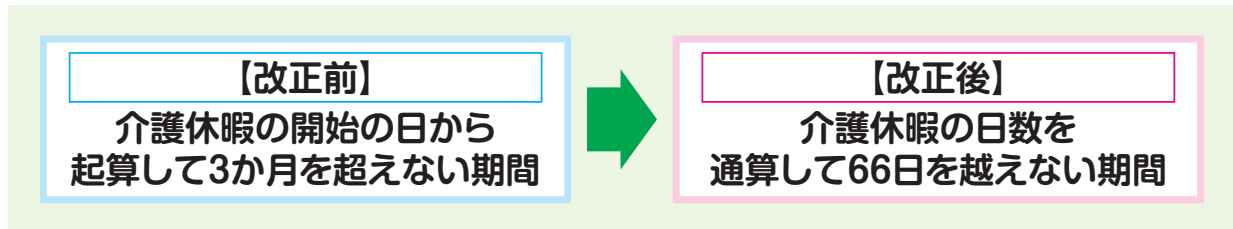
- 日常生活による単純な疲れ・肩こり・体調不良
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気(神経痛・五十肩・関節炎等)からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関(外科・整形外科等)で治療を受けながら、同時に整骨院・接骨院で施術を受ける場合
- 数箇所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けているとき

担当：給付班 018-860-5232

介護休業手当金の給付期間などが変更になりました

●給付期間の変更

介護休業手当金の給付期間は、「介護休暇の開始の日から起算して3か月を超えない期間」でしたが、平成29年1月1日から、「介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間」となりました。これにより、介護休暇を分割して取得した場合でも、通算した介護休暇の日数が66日に達するまで給付されます。



また、これまでは、初回の請求で2週間以上の期間を一括して請求した場合のみ対象とされていましたが、当該要件については廃止され、請求期間による制限はなくなりました。

●給付上限相当額の変更

平成28年8月1日以降に開始された介護休暇に係る介護休業手当金(給付割合67%)の一日あたりの給付上限相当額が、14,207円に引き上げられました。(現行12,927円)

※平成28年7月31日までに開始された介護休暇に係る介護休業手当金(給付割合40%)については、支給対象日が平成28年8月1日以降であっても適用対象外となり、従前どおりの給付上限相当額(7,718円)となります。

担当：給付班 018-860-5232

法律のことで、何か困ったことがあったら…

生活相談をご利用ください!

相談者

秋田弁護士会法律相談センター 弁護士

○相談申込○

相談利用者は、秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。

○相談当日○

下記の生活相談利用券を切り取って持参し、弁護士に提出する。
本人確認のため組合員証(または組合員被扶養者証)を弁護士に提示して相談する。

☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)
☆相談者の秘密は守られます(相談者の情報は、本人と弁護士のみ扱います)



生活相談
利用券

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

生活相談
利用券

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

※生活相談利用時に組合員証を掲示

次回の利用券発行は7月の
はびいらいふ166号となります。

担当：調整・企画班
018-860-5225

互助会からのお知らせ



貸付利率を引き下げます

平成29年4月より互助会貸付金の利率を次のとおり引き下げます。この機会にぜひご利用ください！

年利 1.8% → 年利 **1.7%** (非常災害による住宅貸付けは年利1.32%)

既に当会から貸付けを受けている方についても、平成29年4月償還分より上記利率に引き下げますが、ほとんどの方は毎月の償還額を変更せずに、最終回償還額で利下げ分を調整します。

互助会メンバーズカード「はぴいらいふカード」提携店の追加について

提携施設へカードを提示することにより、様々な特典を受けられます。なお、最新の取扱店一覧はホームページでご確認ください。

新規提携店情報 (平成29年4月から特典がご利用いただけます)

- 映画館「ルミエール秋田」(秋田市) ☆特典:映画鑑賞料金を1,000円に割引(会員含め5名まで利用可)
- 男鹿水族館「GAO」(男鹿市) ☆特典:入館料割引(3~10月100円引き/11月~2月200円引き)
- 明治の芝居小屋「康楽館」(小坂町) ☆特典:観覧料10%割引
- 協和スキー場(大仙市) ☆特典:スキー1日券(大人のみ)/通常2,500円→2,000円に割引
- 森吉山阿仁スキー場(北秋田市) ☆特典:スキー1日券(大人のみ)/通常3,600円→2,800円に割引
ゴンドラ往復券(通年)/大人通常1,800円→1,600円に割引
小人通常800円→700円に割引



互助会指定宿泊施設の提携解除について

平成29年3月末をもって、次の宿泊施設との提携を解除します。

- ・旅館「浜彩」(男鹿市) ・民宿「鳳」(湯沢市) ・割烹「柏木」(雄勝郡)
- ・矢島スポーツ宿泊センター「ユースプラトール」(由利本荘市) ・ホテル法華イン東京八丁堀(東京都)

<ご注意ください！>

互助会宿泊利用補助券の様式を変更します。**平成29年4月以降の宿泊分からは、HPに掲載の最新版の様式をご使用ください。**(平成29年3月27日にHP掲載予定)

平成29年度 図書寄贈学校について〔互助会公益目的事業〕

平成29年度公益目的事業に係る学校図書寄贈について、次の学校を予定しています。
(対象校には4月に通知します)

●小学校

- ・鹿角市 ・小坂町 ・大館市 ・北秋田市 ・上小阿仁村
- ・由利本荘市 ・にかほ市 ・大仙市 ・仙北市 ・美郷町 ・横手市

●特別支援学校 (全県)



担当：互助会 管理・業務班 018-860-5224



あなたのココろ 元気ですか?

～ 一人で悩まないで、相談してみましょう ～

あなたはストレスチェックを受検されましたか？
 ストレスチェックは、ストレスの気付きと対処を促すツールです。ですから、もしも「高ストレス」と判定されても病気だということではありません。

ストレスチェックを受検したときの忙しさや精神状態によっても結果は左右されます。また、自分では気付かなくても、知らず知らずのうちにストレスがたまってしまったということもあります。

「ストレス」は社会に係わっている以上避けられないものですが、悩みやつらさは口に出すと、心の重荷が半減するものです。県及び公立学校共済組合員ならどなたでも無料で利用できる相談窓口が開設されているのはご存知ですね？一人で悩まないで、次の相談窓口を気楽にご利用なさってみてください。あなたが心豊かにお仕事ができるよう、福利課はあなたを応援しています！！

職員ストレス相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 月・火・金 9:30～12:30 ●相談場所 秋田大学教育文化学部内の相談室 湊クリニック(横手市) さとう心療内科(大館市) 稲庭クリニック(秋田市) 長信田の森心療クリニック(三種町) 電話相談、面談どちらでも相談できます。 まずはお電話にて、ご希望の相談方法をお伝え下さい。	【対象者】 県職員 (臨時職員非常勤職員を含む)
面談によるメンタルヘルス相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日9:30～21:00 土曜9:00～16:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く) ●相談時間 1回50分程度(5回まで無料) ●面談場所 秋田市・由利本荘市・横手市 臨床心理士、心理カウンセラーが面談カウンセリングをいたします。 完全予約制ですので、お電話にて予約のうえ相談窓口へ。	【対象者】 組合員・その被扶養者
心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●相談日時 月曜日～金曜日(10:00～12:00) 第1・3木曜日(13:00～17:00) 第1・2・4土曜日(13:00～17:00) 公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、精神科医師・臨床心理士による健康相談を実施します。(完全予約制) ※相談のため来院された場合は、共済組合本部規定の交通費が支給されますので、相談当日は組合員証と印鑑をお持ち下さい。	【対象者】 組合員・その被扶養者
教職員健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 年中無休 ●相談員 精神科医師・臨床心理士 全国の教職員のために、心と身体のさまざまな相談に公立学校共済組合の専門医と保健師が相談に応じます。自身のメンタルヘルスだけでなく、育児の相談や介護相談、医療機関の情報などのご相談にもお答えします。 9:00～22:00には、心理カウンセラーによる電話でのメンタルヘルスカウンセリングを利用できます。	【対象者】 組合員・その被扶養者
保健師による健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 電話相談 月～金 9:00～15:45 面談相談 要相談 ●相談員 保健師(公立学校共済組合秋田支部職員) 公立学校共済組合秋田支部の保健師が対応します。プライバシーは守られますので、お気軽にご相談ください。電話による相談のほか、希望により面談も可能です。 ※通話料は相談者負担となります	【対象者】 組合員
メールによる相談	<ul style="list-style-type: none"> ●アドレス: fuku-soudan@mail2.pref.akita.jp 公立学校共済組合秋田支部保健師が対応します。電話と違い、場所や時間を選びませんのでお気軽にご利用ください。	【対象者】 組合員

担当：調整・企画班 018-860-5221